

別記第 2 3 号様式（第 5 の 3 関係）

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 6 月 6 日 山形地方法務局寒河江支局 登記官 佐藤敏満

記

- 1 手続番号 第 3 9 0 1 - 2 0 2 3 - 0 0 1 3 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西村山郡朝日町大字新宿字烏泊り 9 3 3 番